

平成27年度（公財）日本バドミントン協会競技規則等一部改訂 新旧対照表

※以下の文章は付加した説明文

| 改<br>正<br>後   | 改<br>正<br>前  | 備<br>考（解説）                         |
|---|--|------------------------------------|
| ○競技規則<br><br>第9条 サービス<br>第1項 正しいサービスとは<br>(1)サーバーとレシーバーがそれぞれ体制を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。<br>(2)サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる。（本条第2項参照）※ただし、「何秒以内」という数字的な細かい規定はない。<br>※(1)は、主審がコールし、(2)はサービスジャッジがコールするものとする。<br><br>(以下、旧項目を順次繰り下げる) | ○競技規則<br><br>第9条 サービス<br>第1項 正しいサービスとは<br>(1)サーバーとレシーバーがそれぞれ体制を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。<br>サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる。（本条第2項参照）※ただし、「何秒以内」という数字的な細かい規定はない。 | 項目内文章整理                            |
| 第13条 フォルト<br>第3項 インプレーのシャトルが<br>(2)両ポスト間のネットの上を越えなかったとき。<br><br>(以下、旧項目を順次繰り上げる)  | 第13条 フォルト<br>第3項 インプレーのシャトルが<br>(2)ネットを通りぬけるか、ネットの下を通ったとき<br>(3)ネットの上を越えなかったとき   |                                    |
| 第16条 プレーの継続、不品行な振る舞い、罰則<br>第7項<br>(1)②一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトにする。一つのサイドによる <u>警告後の同種の違反行為による</u> フォルトは執拗な違反と見なされる。   | 第16条 プレーの継続、不品行な振る舞い、罰則<br>第7項<br>(1)②一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトにする。一つのサイドによる二度目のフォルトは執拗な違反と見なされる。   | 同種の違反行為をした場合はレフェリーを呼び、失格とさせることができる |
| ○公認審判員規程<br>第3条 主審への助言<br>第5項(6)コート外からのアドバイス<br>②次のことに注意する<br>・コーチは、マッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事<br>チームユニホーム・シャツ・ポロシャツ・ブラウス・長ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、パミューダ、ショーツ、スリッパとサンダルは禁止とする。なお、その適否判断は大会レフェリーに委ねる。   | ○公認審判員規程<br>第3条 主審への助言<br>第5項(6)コート外からのアドバイス<br>②次のことに注意する<br>・コーチは、マッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事<br>チームユニホーム・シャツ・ポロシャツ・ブラウス・長ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、パミューダ、ショーツ、スリッパとサンダルは禁止とする。尚、その適否判断は大会レフェリーに委ねる。   | 短パンやハーフパンツは基本的に認められない。             |

| 改 正 後   | 改 正 前  | 備 考 ( 解 説 )                         |
|---|--|-------------------------------------|
| (10) 主審、サービスジャッジ、線審の判定に影響を与えるような、身振り手振り、そして、ラケットを使用しての威嚇、或いは言葉による冒涜等、いかなるプレイヤーの違反行為も競技規則第16条第6項(4)と同様な違反行為とみなす。 | (10) <p>①主審はコート上のプレーヤーの振舞いが、スポーツマンらしく正々堂々とした態度であることに留意する。</p> <p>②サービスジャッジや線審に影響を与えたる、主審や観客に聞こえるような言葉での冒とく、そしてスポーツマンらしくない態度など、如何なるプレイヤーの違反行為も競技規則第16条第6項(4)と同様な違反行為とみなす。</p> | ①は当然のことであり、それに反した行為は改正後の文章で十分対応できる。 |